

監査委員事務局：監査の結果に関する監査意見の公表（年間監査結果報告）

監査委員公表第671号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第10項の規定に基づき、令和2年度に実施した定期監査及び臨時監査の結果の報告に添えて意見を提出する。

令和3年3月31日

大分県監査委員	首	藤	博	文
大分県監査委員	長	野	恭	子
大分県監査委員	木	付	親	次
大分県監査委員	原	田	孝	司

令和2年度定期監査及び臨時監査の結果に関する監査意見（年間監査結果報告）

第1 年間監査結果報告の趣旨

令和2年度の定期監査及び臨時監査の結果をとりまとめるとともに、監査意見を提出する。

なお、定期監査の結果については、令和2年10月30日、同年12月1日及び令和3年3月31日付けで議会及び知事等に報告し、公表済みである。

また、臨時監査の結果については、令和3年3月31日付けで議会及び知事等に報告し、公表済みである。

第2 監査意見

1 定期監査の重点項目

定期監査においては、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、公平・公正な立場で、基本となる会計・経理の正確性、合規性はもとより、経済性、効率性及び有効性の観点から、より実効性の上がる監査を実施している。

その手法のひとつとして、過去の監査結果等を踏まえ、リスクが高いもの、是正効果大きいもの、経済性、効率性等の観点から必要なものの中から横断的な検証を要するものについて、毎年度、重点項目として設定し、支出証拠書類等の会計書類の確認だけでなく、その背景となる内部けん制機能の有効性や制度の運用等についても検証することとしている。

本年度の重点項目としたのは以下のものである。

(1) 補助事業の執行状況

補助事業の執行について、補助事業者及び事業内容は交付要綱等に定める要件に合致しているか、実績報告書に記載の事業実績は最終的な事業計画と合致しているか、交付決定、実績報告書及び額の確定において事務の漏れや遅延はないか等のチェック項目を設け監査を行った。

その結果、事業実施に必要な機材を早期に購入し事業を実施するべきであったにもかかわらず、購入が年度末となり当年度中に有効に活用されていない事例や、補助事業により取得した財産を承認された用途以外に使用していた事例が確認された。また、市町村等補助事業者から間接補助事業者への支払を確認せずに実績報告書を受領し、市町村等に対し補助金を支出した事例や、補助事業の履行確認が不十分であったため、補助対象経費の金額が誤っているにもかかわらず額の確定通知を行い支出していた事例など、事業の実績確認が十分になされていない事例が確認された。

補助金については、交付目的に従った適切な事務手続が求められており、予算の効率的かつ適正な執行を確保するため、事業実績の確認を徹底する必要がある。

そのためには、審査・指導室の作成した「会計事務テーマ別研修『補助金』」などの資料等を活用し、交付申請、交付決定等の基本的事項や国庫補助事業に係る国の要領等を担当職員が十分に理解するとともに、補助事業の成果が交付決定の内容や条件に適合するものであるかどうかの確認に際しては、書類の審査だけでなく現地調査を行うなど、よりの確な審査を行い、補助事業の効率的かつ適正な執行に努められたい。

(2) ETCカード、プリペイドカード等の管理状況

物品管理マニュアルにおいて、ETCカードや大手町駐車場プリペイドカード等の受入れ、払出しは出納簿で管理し、指定された保管責任者が保管庫に収納するなど厳重に保管するとともに、職員の使用に際しては、その都度使用者から使用簿に受領印を徴して交付し、使用後は速やかに使用状況を記載するなど、適切な保管・管理について手続が示されている。

これらの手続に関するチェック項目を設けて監査した結果、複数の所属において、出納簿及び使用簿への記載不備、ETCカード等の返却の遅延、紛失など不適正な事例が確認された。このうち、休日・夜間等の勤務時間外における緊急使用の必要があるなど、マニュアルに沿った処理が難しく、使用簿への記載不備等につながる事例もあった。

ETCカード等の管理については、物品の保全を図るために、マニュアル等の遵守を徹底するとともに、マニュアルに沿った処理が困難な場合の取扱いについては、保管責任者の指示に従い実態に応じた取扱いができるように必要な措置を講じられたい。

2 財務に関する事務の執行

財務監査において摘発事項があった場合には、会計書類等の確認にとどまらず、その一連の事務手続や内部けん制の運用状況等の確認を行い、事案が発生した原因についての検証を行うとともに、同様の事務を扱っている所属での事務の執行状況を確認している。また、監査の連続性を担保するため、翌年度の財務監査で再度検証している。

徴税権を有し公金を取り扱う地方公共団体においては、住民の福祉の増進を図るために、業務の効率的かつ効果的な遂行や財務報告等の信頼性の確保、業務に係る法令等の遵守、資産の保全が必須条件といえる。

当然のことながら、以上の条件達成を阻害する重大な要因となりうる、不正経理や収賄、公金の横領はあってはならないことであり、その発生を抑止するためには、職員の倫理観の醸成はもとより、「不正が発生する機会」を限りなく排除するなど、内部統制制度を整備し適切に運用する必要がある。

本年度の監査において、「不正が発生する機会」の懸念があると判断した以下の財務事務について、適切な対応を求めるものである。

(1) 収入の不適正〔現金出納事務〕

現金出納事務について、これまでも監査意見として取り上げてきたところであるが、本年度においても、大分県会計規則等を誤って解釈していたことにより月末に払い込むべきものを翌月の翌営業日に払い込んでいる事例や、担当職員の不在時に、代理で事務処理をした職員の理解不足により払込みが遅れた事例、また、現金の受入れ、払出しの都度現金出納表に記入していないこと等により払込み漏れを生じた事例など、会計規則が定める期間を超えて指定金融機関に払い込んでいる事例が散見され

た。

現金の取扱いに当たり、公金を取り扱っていることの責務と重要性を再度認識し、研修等により会計規則等を十分に理解し、現金の受入れ、払出しの都度現金出納表に記入するなど適正に事務処理を行うとともに、複数の職員によるチェック機能を強化して再発防止に努められたい。

(2) 支出の不適正

支出事務について、所属内のチェック体制や集中化所属との連携がうまく機能していないために、支出負担行為が適正に行われていない事例や、支払期日を数か月超過して支払をした事例のほか、資金前渡職員や集中化所属職員の失念により精算手続が遅延した事例などが確認された。

また、委託契約においては、契約書で定められた業務完了報告書等の提出がされておらず、契約内容の履行確認が不十分である事例や、業務完了報告書は提出されていたが内容の確認が不十分である事例など、検査員が職責を十分に果たしていない事例が見受けられた。

これらの支出事務について、執行管理表等により進捗状況を可視化し所属内のチェック体制を整えることや、複数の職員で確実に履行確認を行うこと、また、集中化所属との連携を密にし相互にチェックを行うことなどにより改善に努められたい。

3 内部統制制度の運用

地方自治法の改正により、地方公共団体の事務の適正な執行を阻害する事務上の要因をリスクとして識別及び評価し対応策を講じる、いわゆる内部統制制度が令和2年度から知事部局において導入された。

これを踏まえ、知事部局の各部局長と「内部統制の整備と運用状況」について意見交換を実施した。また、各所属に対しては、内部統制は、人的ミスや不正を防ぐ仕組みであり、職員を守る仕組みでもあることを述べてきたところである。

その中で、各所属の内部統制に資する「リスク一覧表」の作成については、内部統制制度導入後、間もないことから、整備が遅れているところも散見されるなど取組に濃淡があった。

内部統制制度が正しく機能するためには、制度の仕組みを整備・構築するだけでは十分ではなく、その仕組みを職員が実際に運用することが重要である。

そのためには、職員への研修やリスク発現（不適切な事務処理発生）時の情報共有を図るよう徹底されたい。また、知事部局以外の機関においては、何時でも内部統制制度の導入が可能となるよう、今のうちから研究を行うなど取組を進められたい。

第3 定期監査の結果

1 監査の概要

(1) 監査の対象

令和元年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を対象とした。

ただし、令和2年9月1日以降に監査を実施した対象機関については、前回監査対象期間後から監査実施日の属する月の前々月末までの期間における財務に関する事務の執行を対象とした。

(2) 監査の実施

知事部局、議会事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査委員事務局、

企業局、病院局、教育庁（教育機関も含む。）及び警察本部の全267監査対象機関について、令和2年5月12日から令和3年1月29日までの期間において実施した。

部局ごとの監査対象機関数は次表のとおりである。

	監査対象機関数
知事部局	135
議会事務局	1
人事委員会事務局	1
労働委員会事務局	1
監査委員事務局	1
企業局	1
病院局	1
教育庁及び教育機関	80
警察本部	46
合計	267

(3) 監査の実施方法

監査対象機関に対し、実地監査226機関、書面監査41機関を次の方法により実施した。

ア 実地監査は、監査委員事務局職員による現地での職員監査の結果を踏まえ、監査委員が監査対象機関の長から事務事業の執行状況等を聴取するとともに、関係書類等の調査、照合及び質疑又は意見交換等の方法により実施した。

また、必要に応じて現地調査等を実施した。

イ 書面監査は、監査委員事務局職員による現地での職員監査の結果を踏まえ、監査委員が監査調書等の監査資料に基づき実施した。

(4) 監査の方針

ア 監査の主眼

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、公平・公正な立場で、基本となる会計・経理の正確性、合規性はもとより、経済性、効率性及び有効性の観点からも、より実効性の上がる監査を実施した。

イ 監査の重点項目

リスクが高いもの、是正効果の大きいもの、経済性、効率性等の観点から必要なものの中から横断的な検証を要するものについて重点項目を設定し、監査を実施した。

(ア) 支出事務

○補助事業の執行状況

補助事業に関する事務が適正に行われているか。また、補助事業が交付決定に沿って遂行されているか。

(イ) 財産管理

○E T Cカード、プリペイドカード等の管理状況

監査対象機関が保有するE T Cカード、プリペイドカード等について、必要な手続が遵守され、管理が適正に行われているか。

2 監査の結果

(1) 令和2年度の監査結果の概要

監査を実施した267機関のうち、55機関において、7件の指摘事項及び61件の注意

事項があった。

その他の212機関においては、指摘事項及び注意事項に該当するものはなく、おおむね適正に執行されたものと認められた。

部局ごとの監査対象機関数及び監査結果の一覧は、次表のとおりである。

なお、指摘事項及び注意事項の区分は以下のとおりである。

ア 指摘事項

是正又は改善を要するものとして、文書により嚴重に注意することが適当と認められるもので、おおむね次に該当するもの

- ① 違法又は不当な事項で、その程度が重大なもの
- ② 故意又は重大な過失が認められるもの
- ③ 事務処理等が著しく適正を欠くもの
- ④ 著しく経済性、効率性、有効性に欠けるもの

イ 注意事項

是正又は改善を要するものとして、文書により注意することが適当と認められるもので、おおむね次に該当するもの

- ① 違法又は不当な事項で、その程度が比較的軽微なもの
- ② 過失が認められるもの
- ③ 事務処理等が適正を欠くもの
- ④ 経済性、効率性、有効性に欠けるもの

〈部局ごとの指摘事項及び注意事項の件数（監査結果の処理区分別に表示）〉

	総務部	企画振興部	福祉保健部	生活環境部
監査対象機関数	21	9	21	14
指摘事項（小計）	2	0	0	0
予算執行				
収入事務				
支出事務	2			
契約事務				
工事の執行				
財産管理				
許認可事務				
事務事業の執行				
その他				
注意事項（小計）	10	2	9	8
予算執行				
収入事務			6	2
支出事務	2	1		2
契約事務	3		1	2
工事の執行				
財産管理	5	1	2	2
許認可事務				
事務事業の執行				
その他				
合計	12	2	9	8

	商工観光 労働部	農林水産部	土木建築部	会計管理局
監査対象機関数	14	29	25	2

指摘事項（小計）	0	4	0	0
予算執行				
収入事務				
支出事務		2		
契約事務				
工事の執行				
財産管理		2		
許認可事務				
事務事業の執行				
その他				
注意事項（小計）	0	6	9	1
予算執行			1	
収入事務			3	
支出事務		1	2	
契約事務				
工事の執行				
財産管理		5	3	1
許認可事務				
事務事業の執行				
その他				
合計	0	10	9	1

	議会事務局	人事委員会 事務局	労働委員会 事務局	監査委員 事務局
監査対象機関数	1	1	1	1
指摘事項（小計）	0	0	0	0
予算執行				
収入事務				
支出事務				
契約事務				
工事の執行				
財産管理				
許認可事務				
事務事業の執行				
その他				
注意事項（小計）	0	0	0	0
予算執行				
収入事務				
支出事務				
契約事務				
工事の執行				
財産管理				
許認可事務				
事務事業の執行				
その他				
合計	0	0	0	0

	企業局	病院局	教育庁及び 教育機関	警察本部
監査対象機関数	1	1	80	46
指摘事項（小計）	0	0	0	1
予算執行				

収入事務				
支出事務				
契約事務				
工事の執行				
財産管理				1
許認可事務				
事務事業の執行				
その他				
注意事項（小計）	0	3	8	5
予算執行				
収入事務			2	1
支出事務			3	2
契約事務		1	1	
工事の執行				
財産管理			1	2
許認可事務				
事務事業の執行		2	1	
その他				
合計	0	3	8	6

	総 計
監査対象機関数	267
指摘事項（小計）	7
予算執行	0
収入事務	0
支出事務	4
契約事務	0
工事の執行	0
財産管理	3
許認可事務	0
事務事業の執行	0
その他	0
注意事項（小計）	61
予算執行	1
収入事務	14
支出事務	13
契約事務	8
工事の執行	0
財産管理	22
許認可事務	0
事務事業の執行	3
その他	0
合計	68

(2) 指摘事項

3 部局において 7 件の指摘事項があった。

監査対象機関	監 査 結 果
(知事部局・総務部)	
行政企画課	資金前渡による国外旅行時のタクシー利用料の支出について、返納を伴う精算手続を 5 日以内に行うべきところを 6 か月以上遅延している事例が認められた。
人事課	大手町駐車場プリペイドカードの購入について、購入の都度、支

	出負担行為を行わず、年度末に複数回分をまとめて処理している事例が認められた。
(知事部局・農林水産部)	
畜産振興課	E T Cカード及び大手町駐車場プリペイドカードの管理について、使用簿の記載やカードの交付時等に保管責任者及び使用者が押印する行為を後日まとめて行ったり、返却日が未記入となっている事例や、使用者の失念等の理由により、カードの返却が遅延している事例が認められた。
森林保全課	大分県鳥獣被害防止総合対策事業について、平成29年度に有害鳥獣の捕獲を目的とする箱わな等の機材の購入が年度末であり、結果として交付した補助金が十分に効果を発揮していないとして、より効率的な事業執行について検討を求めたが、措置対応が不十分で同様の事例が再び認められた。
漁業管理課	E T Cカードや法人カードの管理について、令和2年度のカード使用簿に保管責任者の交付及び返却にかかる承認や確認の押印が全くないなど、適正な管理がされていない事例が認められた。
漁港漁村整備課	土木設計業務等委託契約の支出について、支払期日を数か月超過している事例が多数認められた。
(警察本部)	
臼杵津久見警察署	パソコン(リース物品)を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。

(3) 注意事項

掲載を省略する。(公表済)

(4) 監査の重点項目

監査結果は以下のとおりである。

ア 支出事務

○補助事業の執行状況

(ア) 指摘事項 1件

(イ) 注意事項 7件

イ 財産管理

○E T Cカード、プリペイドカード等の管理状況

(ア) 指摘事項 2件

(イ) 注意事項 12件

第4 臨時監査の結果

1 監査の概要

(1) 監査の対象

監査日の属する月の前々月末までの6か月における旅費、その他需用費等の事務的経費及び現金出納事務、その他必要と認めるもの

(2) 監査の実施

知事部局、教育庁及び教育機関並びに警察本部について、令和2年4月15日から同年12月21日までの期間において実施した。

監査対象機関の内訳は、次表のとおりである。

	監査対象機関数
知事部局	13

教育庁及び教育機関	10
警察本部	3
合計	26

(3) 監査の主眼

旅費、その他需用費等事務的経費の適正支出が確保されているか、また、現金出納事務ほか日常事務が適正に処理されているかを主眼として実施した。

2 監査の結果

監査を実施した26機関の財務に関する事務の執行について、次表に示すとおり2機関において、1件の指摘事項及び1件の注意事項があった。

その他の機関においては、指摘事項又は注意事項に該当する事項はなく、財務に関する事務がおおむね適正に執行されたものと認められた。

なお、指摘事項及び注意事項の区分は以下のとおりである。

ア 指摘事項

是正又は改善を要するものとして、文書により嚴重に注意することが適当と認められるもので、おおむね次に該当するもの

- ① 違法又は不当な事項で、その程度が重大なもの
- ② 故意又は重大な過失が認められるもの
- ③ 事務処理等が著しく適正を欠くもの
- ④ 著しく経済性、効率性、有効性に欠けるもの

イ 注意事項

是正又は改善を要するものとして、文書により注意することが適当と認められるもので、おおむね次に該当するもの

- ① 違法又は不当な事項で、その程度が比較的軽微なもの
- ② 過失が認められるもの
- ③ 事務処理等が適正を欠くもの
- ④ 経済性、効率性、有効性に欠けるもの

(1) 指摘事項

1機関において1件の指摘事項があった。

監査対象機関	監 査 結 果
(知事部局)	
産業科学技術センター	公用車の管理について、自動車損害賠償責任保険及び自動車検査証の有効期間満了後に運行していた事実があったことから、令和2年4月に再発防止の措置を執っていたにもかかわらず、「庁用自動車等使用簿」にある「日常点検表」の記載が不十分な事例や自動車検査証の有効期間を周知するなどの公用車の適正管理の措置が徹底されていない事例が認められた。

(2) 注意事項

掲載を省略する。(公表済)